日本老年薬学会 休会制度細則

第一条 目的

この細則は、日本老年薬学会(以下「本学会」という。)の会員が休会を希望する場合の基準および手続きを定めることを目的とする。

第二条 定義

「休会」とは、会員が一定期間、会員資格を保持したまま会費の納入を免除され、会員としての権利の一部を留保される状態をいう。

第三条 休会の事由

会員が次に掲げる事由により本学会の活動ができない場合、休会を申請することができる。

1) 海外勤務または海外留学
2) 産前産後休業、育児休業
3) 介護休業
4) 病気療養による長期休暇
5) その他、本学会あり方委員会が休会事由として適当と認めた場合

第四条 休会期間

6) 休会ができる期間は、<u>原則最大３年度分とする。</u>
7) 休会は年度ごとの取り扱いとする。休会開始時の年度の会費を支払っている場合は、次年度より休会期間開始となる。
8) 既に受理された休会届の休会期間については、前項の期間内であれば、再度休会を届出ることにより、休会期間を延長することができる。

第五条 休会中の会員資格

9) 休会中の会員は、会員資格を保持する。
10) 休会中の会員は、会費の納入が免除される。
11) 休会期間を除いた休会前と復会後の会員歴が連結・合算される。
12) 休会期間を会員歴に算入することはできない。(会費が納入されない年度は、会員歴の対象外)
13) 休会中の会員は、次に掲げる制約を受ける。

a) 学会誌は原則オンライン配信であるが、特別号等の紙媒体雑誌が発刊される場合の送付が行われない
b) 老年薬学アップデート等のアーカイブ動画コンテンツを閲覧できない
c) 老年薬学アップデートの会員限定無料研修会へ参加できない(特別回は非会員として参加可能)
d) 会員向け月刊配信・季報が送信されない
e) 会員価格での研修会受講ができない(非会員価格になる)
f) 各認定制度の認定者は、認定者名簿から削除される。復会した後に同名簿に再掲載される
g) 各認定制度の更新対象者には、更新申請案内が通知されない
h)会員専用ページにおいて、請求・入金情報の閲覧および過年度分会費の領収書発行を除く機能を利用することができない

i) 次の権利を行使することができない
・ 各認定制度の新規及び更新申請
・ 各学会賞への応募
・ 本学会の各認定者を対象とした研修会・セミナーへの参加

j) 次のケースの場合、会員料金が適用されず非会員料金となる

・ 本学会の学術大会、公開シンポジウム、各種認定薬剤師に係る研修会の参加費

14) 休会期間中とは、休会開始日から復会が認められた前日までの期間を指す。

第六条 休会中の認定薬剤師制度

15) 休会期間中は認定薬剤師・指導薬剤師の権利行使を停止する。なお、休会年度分の認定期限を延伸する。延伸期間は休会した年度数と同一とする。
16) 休会期間中に各種研修会、学術大会に参加した際の単位は各種申請時に使用することができない。
17) 本学会以外主催の研修会・学術大会等参加による単位についても同様の扱いとする。
18) 認定申請(新規)は申請前の 4 年度分、更新申請は申請前の 5 年度分が申請時の対象となるが、休会をしている場合は、休会年度を含まず計 4 年度分(更新の場合は計 5 年度分)のものとする。本学会が指定する実技実習の受講項目数についても同様とする。

第七条 休会届出の手続き

19) 休会を希望する会員は、休会開始日の 3 ヶ月前までに、次の 2 つの書類を PDF 化し学会事務局にメール添付により送付するものとする。

a) 「休会届出書」(様式は学会 HP にてご確認ください)
b) 「休会事由を証明する書類等」
c) 認定薬剤師・指導薬剤師の認定を受けている場合は、認定番号および認定種別を記載した書類 (様式は学会 HP にてご確認ください)

20) 急病や事故等により、事前に届出ることができない場合に限り、職務を休業した日又は休会を開始したい日から 3 ヶ月以内に届出ることができる。
21) 休会事由を証明する書類等として、次の各書類のコピーを提出するものとする。

a) 海外勤務、留学を証明する書類(勤務証明、在学証明、留学先からの招聘状等)
b) 出産、育児休業を証明する書類(出産:母子手帳等、育休:育児休業証明書等)
c) 診断書(入院証明書でも可)
d) その他

22) 休会期間を延長する場合は、初回の休会届出時と同様の手続きをするものとする。

第八条 休会届出の受理

23) 休会届出の受理は、本学会あり方委員会の審議を経て決定される。
24) 休会届の受理の諾否が決定次第、メールをもって申請者に通知する。

第九条 復会の手続き

25) 休会申請時の休会期間が終了次第、自動的に復会処理を行う。この場合の「復会届出書」の提出は不要である。
26) 休会期間の途中で復会を希望する場合は、復会開始日の 1 ヶ月前までに、「復会届出書」を PDF 化し学会事務局にメール添付により送付するものとする。
27) 復会後は、当該年度の年会費を支払うことで、当該年度の初日に遡って復会したものとして取り扱い、当該年度を会員歴に含めることができる

第十条 休会期間満了時の取扱い

28) 休会期間が満了する会員に対して、事務局は期間満了前に復会手続きに関する案内を行う。
29) 休会期間を会費の遡及納入の対象に含めることはできない。

第十一条 細則の変更

本細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

本細則は、2026 年 5 月 16 日から施行する。

2026.5.16 制定